

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月19日

【会社名】 株式会社エス・エム・エス

【英訳名】 S M S C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 諸 藤 周 平

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役管理本部長 後 藤 夏 樹

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目5番27号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長諸藤周平および管理本部長後藤夏樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって統制として機能することで、合理的な範囲で、内部統制の目的である業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令等の遵守、資産の保全を達成しようとする仕組みである。そのため、財務報告に係る内部統制が、財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として実施した。評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

昨年度の有価証券報告書および目論見書にも記載のとおり、内部統制構築の基本方針の検討段階で、当社は事業規模が急激に拡大している小規模組織であった。そのため、業務プロセスが急激に増加・変更する可能性が高いと考えられたため、業務プロセスごとにコントロールを設計する場合、頻繁にコントロールの再設計と運用の徹底を図る必要があり運用の徹底を図ることが困難であると考えられた。

そのため、小規模組織にとっては業務プロセスごとのコントロールよりも経理担当部門が経理システムに情報を入力する段階で、上述の当社が定める会計処理方針に準拠しているかどうかを十分確認するというコントロールを相対的に強くするというコントロール設計とした。

平成19年9月の取締役会にて上記の方針に基づく2007年度内部統制活動計画を承認し、平成19年11月取締役会にて財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の暫定的評価結果、内部統制の構築・運用体制、当社の重要勘定科目、重要業務プロセスを承認した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲としては、会社について、財務報告の信頼性に及ぼす重要性の観点から必要な範囲を決定した。当該重要性については、金額的及び質的影響を考慮し、会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

当社は評価日時点において、連結子会社および持分法適用関連会社を有していないため、「重要な事業拠点」は当社のみである。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、前受金、広告宣伝費、給与手当に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、重要な虚

偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引と行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして追加的に評価の対象とした。

内部統制を所管する部門と業務プロセスを所管する部門が共同で評価の対象とした業務プロセスを分析し、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、上述のコントロールの設計方針に基づき、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、コントロールの設計、運用を行った。

そのうえで、各業務プロセスから独立をした独立性と客観性を持つ内部監査部門が、統制上の要点を中心に関連文書の閲覧、コントロールの担当者へのインタビュー、業務の観察、記録の検証を実施した。代表取締役社長が、内部監査部門の評価結果をもとに当社の内部統制の有効性を判断した。

また、代表取締役社長と管理本部長が、内部監査部門の提出した各種証跡に基づき、当事業年度末日時点における、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の再評価を行った。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし。

5 【特記事項】

該当事項なし。